

資料2

多賀城市教育大綱（案）

（第二次多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱）

令和 年 月

多賀城市

はじめに

人口減少と少子高齢化、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化、これらを背景とした地域社会とのつながりや支え合いが希薄化、さらには経済格差など社会構造の複雑化、自然災害の多発化、新型コロナウイルス感染症、環境問題の深刻化、デジタル社会への急速な移行など、教育を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、子どもの健やかな成長を支え、時代の変化に対応し得る「生きる力」を育むために、地域の協力を得ながら家庭教育・学校教育の充実を図っていくことはこれまで以上に重要となってきています。

本市では、平成28年10月に策定した「多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱」が計画期間満了を迎えることから、第六次多賀城市総合計画の教育分野の基本方針に即して次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、地域社会で豊かに成長するために地域社会全体で子どもたちの学びを支えることができる環境づくりや、この多賀城ならではの歴史や文化を活用した学びや交流、生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興や生涯スポーツの促進など、本市らしい教育の進展につながるよう、今後も切れ目のない取組を推進するため「第二次多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱」を策定することいたしました。

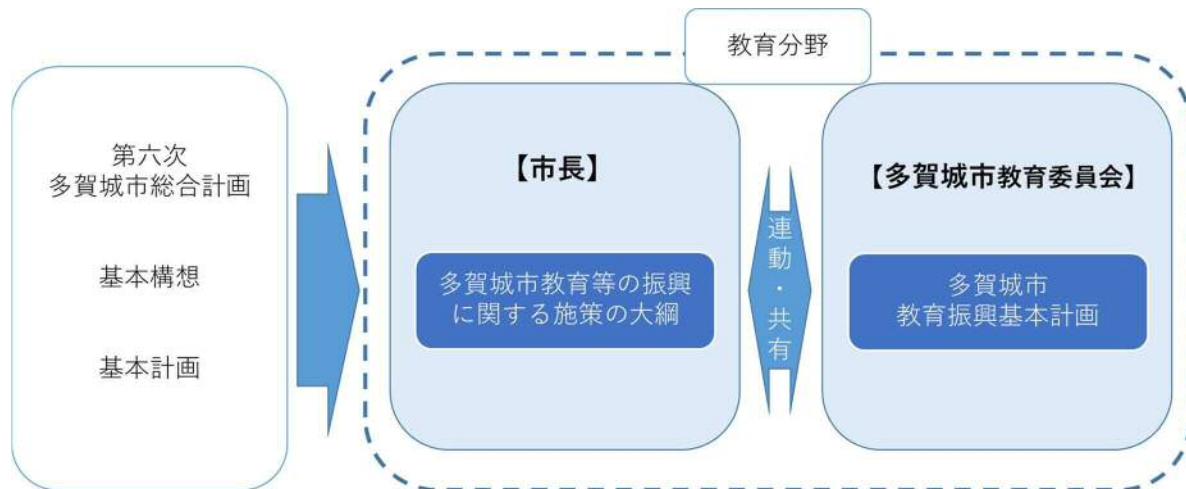
この新たな大綱のもと、先人によって育まれてきた多賀城ならではの自然、歴史、文化といった特色ある地域資源をいかした効果的な教育施策を実施するため、みらいをみんなで創っていくという「共創」の考え方に基づき、市長と教育委員会とが共に、質の高い教育の実現に努めてまいります。

令和3年 1月 日
多賀城市長 深谷 晃祐

1 策定趣旨と位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針で総合教育会議での協議を経て、市長が定めるものです。

また、本大綱は、本市最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」に将来都市像「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」を実現するため定めた、教育関連分野の施策内容に基に、策定したものです。



第六次多賀城市総合計画基本構想

将来都市像（目指すまちの姿）

「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せを感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って創ります。

2 大綱の構成

この大綱は、基本方針、基本目標、基本的施策で構成します。

なお、第六次多賀城市総合計画（基本構想・前期基本計画）との関係性は、次のとおりとなります。

第二次教育大綱	第六次多賀城市総合計画
基本方針	政策
基本目標	施策
基本的施策	基本事業

3 大綱の対象期間

第六次多賀城市総合計画前期基本計画に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 第一次多賀城市教育大綱の検証

多賀城市教育等の振興に関する施策の大綱（以下、第一次教育大綱）は、第五次多賀城市総合計画後期基本計画における教育分野の内容に即したものとなっていることから、その成果と課題は、第五次多賀城市総合計画後期基本計画の教育分野の検証結果から抽出をしています。

(1) 学校・地域が連携した子どもたちの育成

学校支援地域本部や放課後子ども教室を全校で実施しており、協働教育が浸透してきています。引き続き学校を中心とした協働の取組を通じて、「学校を核とした地域づくり」をより一層推進するとともに、今後は地域と一緒に子どもたちを育む「地域と共にある学校づくり」に向けた取組もしていく必要があります。

(2) 教育相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かい対応を行っていますが、不登校の減少には繋げられませんでした。学校支援だけでなく、不登校の要因となる家庭環境などに対する中長期的なアプローチが、今後も必要となります。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

計画的大規模修繕に加え、エアコン整備やGIGAスクール構想に対応した設備更新を行っています。今後は、充実した教育環境をいかした学校教育を進めていく必要があります。

(4) 芸術文化の振興

本市の文化芸術・生涯学習活動の中核施設となる文化センターの鑑賞者数は順調に推移していますが、芸術文化鑑賞をしている市民の増加は一定数に留まりました。今後は、市政施行50周年や多賀城創建1300年といった重要な節目の年を迎えることとなります。そうした機会を捉えた取組によって、芸術文化の振興を図る必要があります。

(5) 生涯学習機会の充実

まちづくりアンケートによると市立図書館が移転・新築されたことやICT技術進展によりインターネット上の学びの場が増えていることから、学習機会に満足している市民が増えています。今後は、民のチカラとの協力しながら、国で掲げる「学び」と「活動」の循環形成に向けた取組を一層進める必要があります。

(6) 郷土愛を育む教育の推進

歴史的食文化体験授業や総合的な学習の時間などを通して、多賀城の歴史・文化・まちについて学ぶ機会が増え、郷土愛を育む教育の推進につながっています。今後は、地域のみなさんと共に、郷土を学ぶことなどにより、学びの機会を充実させていく必要があります。

5 策定背景となる社会情勢

- ・縮減社会の到来
- ・地方創生
- ・新しい人の流れの創出
- ・自然災害や新型感染症などの脅威への備え
- ・老朽化が進む施設・都市インフラ
- ・文化財の利活用
- ・新しい時代の流れ（SDGs、Society5.0）

6 基本方針

将来都市像を実現するための教育分野における基本方針として、第六次多賀城市総合計画基本構想に定める政策3教育文化分野の内容を基本方針として定めます。

夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり

夢や希望を持ち、地域社会で豊かに生きるための子どもたちの自らの意思による学びを支えられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境に意を配するとともに、地域社会全体で学びを支えることができる環境づくりを進めます。

日本を代表する史跡である多賀城跡などの歴史文化遺産を適切に保存継承し、その歴史や文化への愛着に繋がる活用を進めます。

また、多彩な文化活動が市民文化として根付き、市民が文化活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の文化活動を促進します。

さらには、歴史や文化を活用した本市ならではの学びや交流の機会づくりを進めます。

生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興、生涯スポーツの促進を進めます。

教育環境充実
地域教育力向上

文化財保存・活用
文化芸術振興
歴史文化を活用した
学びの機会づくり

生涯学習活動促進
スポーツ活動促進

7 基本目標、基本的施策

多賀城市教育の基本方針実現に向けた基本目標や基本的施策として、第六次多賀城市総合計画前期基本計画に定める施策を基本目標として、基本事業を基本的施策として定めます。

なお、第六次多賀城市総合計画前期基本計画においては、社会情勢の大きな変化に対応するため、基本事業の追加を可能としていますが、第二次多賀城市教育大綱における基本的施策においても、同様とします。

(1) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

(目指す姿)

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちがいきいきと安全に暮らすことができています。

(施策を取り巻く現状と課題)

- ・放課後の安心安全な居場所づくりとして「放課後子ども教室」を市内全小学校に設置しており、地域住民との交流を通して児童に様々な体験機会を提供しています。
- ・国では、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することにより様々な活動を行うことを推進しています。
- ・平成 22 年度から、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみで児童生徒の学びを支援する体制として「学校支援地域本部」を整えています。今後は、国の「学校を核とした地域づくり」を目指すため、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施といった発展的な内容の実施基盤となる「地域学校協働本部」の体制構築に進むことが求められています。これにより、地域が学校・子どもたちを応援・支援する一方向の活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動への移行や、児童・生徒にとっても学校だけでは得られない知識・経験・能力の向上が期待されます。

<基本的施策>

- 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進
- 青少年の健全育成

(2) 学校教育の充実

(目指す姿)

児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができます。

(施策を取り巻く現状と課題)

- ・全体の児童生徒数は減少傾向が続いているですが、中には増加している学校もあり、学校ごとに児童生徒数が大きく異なります。
- ・国では、教育基本振興計画を定めており、学校教育下においては、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を推進しています。
- ・不登校が顕在化している状況を受けて、学校、家庭、地域、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子どもの心のケアハウス等が密接に連携し、対策等に取り組んでいます。
- ・国では、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指すGIGAスクール構想の実現に向けた取組を推進しています。これを受け、学校のICT化に向けた設備投資を継続的に実施しています。
- ・平成29年度以降国では、「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校づくり」への移行を提唱しており、学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が開始されました。本市においても、こうした動きに対応していく必要があります。
- ・計画的な施設の大規模改造や全教室へのエアコン整備を行うなど設備更新を行っていますが、学校施設の多くが建築から年月が経過しており、老朽化が進んでいます。

<基本的施策>

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 教育環境の保全と運営

(3) 生涯学習の促進

(目指す姿)

生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があり、生きがいを持って社会に参加することで、心豊かに暮らすことができています。

(施策を取り巻く現状と課題)

- ・平成30年度に策定された国第3期教育振興基本計画において、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」として、学びと活動の循環を形成することが目標として掲げられています。学びで得たものを社会に還元し、さらに学びに繋げる循環の仕組みの構築が重要となっています。
- ・スマートフォンやインターネットの普及により、いつでも、どこでも、誰でもが学び、文化芸術に触れ、また、発信できる環境づくりが進展しています。その一方で、直接、人と人が出会い、交流し、学び、そして鑑賞・体験することが重要になっています。
- ・東北随一の文化交流拠点構想の中核施設として、国内屈指の音響効果を誇るホールを持ち、本市の文化芸術活動の中心的施設となっている文化センターと、「家」をコンセプトに年中無休で運営され、市民の学びと発見の場となる市立図書館があります。これらの施設と公民館、市民活動サポートセンター、東北歴史博物館、文化財等の資源を生かした連携が進み、歴史・文化芸術に触れる機会が拡充しています。

<基本的施策>

- 学びと発揮の機会の確保
- 文化芸術の振興
- 生涯学習施設の保全と運営

(4) 市民スポーツ社会の促進

(目指す姿)

運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができています。

(施策を取り巻く現状と課題)

- ・健康寿命が伸び、人生100年時代といわれ、健康のための運動や競技スポーツを生涯を通じて楽しむという生涯スポーツの考え方が浸透しています。
- ・多様なライフスタイルの中、近年は、個人で運動・スポーツを楽しむ人が増えています。
- ・市内には社会体育施設等のほか、民間スポーツ施設が開設されており、また、近隣市町との距離も近いことから、市民のニーズに応じた様々な運動・スポーツを市民自らが選択することが可能となっています。民間と公共との役割分担が重要となってきています。
- ・社会体育施設は開館から年月が経過しており、老朽化が進んでいることから計画的な大規模改修等が必要となっています。

<基本的施策>

- スポーツ機会の確保
- 社会体育施設等の保全と運営

(5) 文化財の保護と活用

(目指す姿)

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができます。

(施策を取り巻く現状と課題)

- ・多賀城は古代東北の政治、軍事、文化の中心であったことから、市内には多くの遺跡が分布し、その範囲は、市域の約 4 分の 1 に及びます。文化財の保存と人々の営みのバランスを図りながら、歴史的風致の維持向上に努める必要があります。
- ・多賀城跡附寺跡は遺跡の国宝ともいるべき特別史跡に指定されています。その重要性を市民はもちろんのこと、市外の方に対しても、PR することが重要です。
- ・多賀城碑（国重要文化財）には神亀元（724）年に多賀城が創建されたことが刻まれており、令和 6（2024）年に創建 1300 年を迎えます。同年の完成に向け、多賀城南門の復元工事に着手しており、周辺整備も含め、一体的な多賀城跡の利活用の柱となることが期待されています。
- ・平成 28 年度に「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定されており、多賀城碑など 5 件が構成文化財に該当しています。
- ・平成 30 年度の文化財保護法改正により、文化財の積極的な保存・活用の仕組みづくりを構築する必要性が示されました。地域社会総がかりで継承に取り組んでいくため、各地域がまちづくりを進める中で、地域の特色ある文化財の掘り起こしや活用に対する機運と重要性が高まっています。
- ・文化財の活用に当たっては、景観行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組が重要となってきています。

<基本的施策>

- 文化財の調査・保存の推進
- 文化財の活用促進
- 文化財の普及啓発

8 教育委員会と市が横断的に取り組む分野

第六次多賀城市総合計画基本構想において、将来都市像実現に向けて戦略的、横断的に実施する大きなまちづくりの方向性として3つの重点テーマを次のとおり定めています。

- 心も暮らしあり豊かなみらいをつくるみんなが育つまち
- 震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち
- 市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

この重点テーマに基づき、次に掲げる施策分野に連携して取組みます。

(1) 子育て支援の充実

(目指す姿)

子どもの育ちや子育て家庭を支える地域社会が形成されることで、不安なく子育てを行い、子ども一人ひとりが健やかに育つことができています。

<基本事業>

- 親子の健やかな育ちの支援
- 地域における子ども・子育て支援の充実
- 安定した保育の提供
- 子育ての経済的負担の軽減

(2) 地域資源を活用した市民文化の創造

(目指す姿)

本市ならではの地域資源がいかされることで、このまちへの愛着や誇りといったシビックプライドが醸成され、市民が主体的に創造的な活動を行おうとする環境を育むことができています。

<基本事業>

- まちの魅力発見の推進
- まちづくり情報の共有と発信
- ふれあい交流の促進